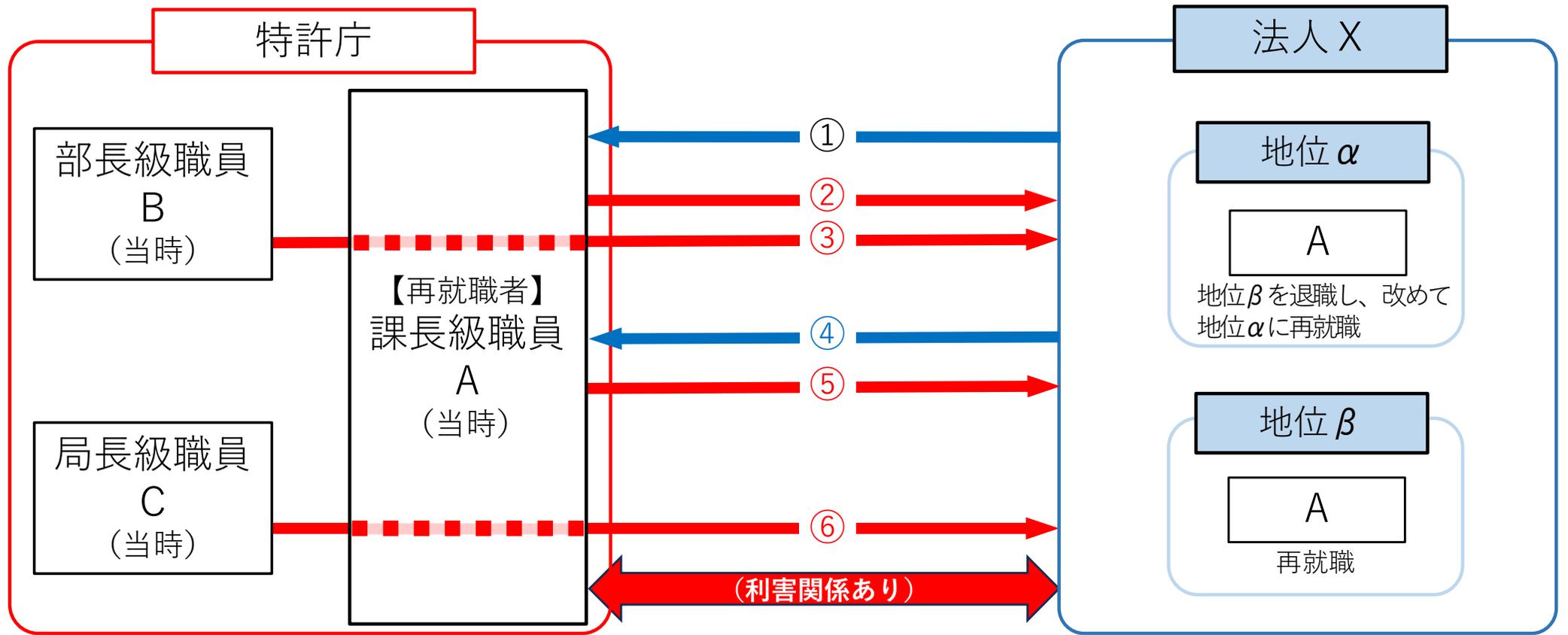


特許庁元職員による求職活動規制及びあっせん規制違反事案の概要



(主な事実経過)

令和 2 年

- 1 1月中旬 法人 X は、A に、法人 X への再就職の打診をした (①)。
- 1 1月下旬 A は、法人 X から再就職の打診を受けたことを B 及び C に相談した。
- 1 1月下旬～令和 3 年 2 月中旬

A は、法人 X に対し、法人 X に再就職したい意向がある旨及び令和 3 年 3 月末の特許庁退職後に法人 X の地位 α に就くための手続を進めてほしい旨の情報等を提供するとともに同手続に関する資料の提供を依頼した (②：A の求職活動規制違反)。

- 1 1月下旬 B は、法人 X に対し、A の法人 X への再就職が特許庁にとっても良いことである旨及び A の上司も A の法人 X への再就職を応援している旨を A を介して伝えた (③：B のあっせん規制違反)。

令和 3 年

- 2 月上旬 法人 X は、A に、令和 3 年 4 月以降に法人 X の地位 β の公募があることを伝えた (④)。
- 2 月上旬 A は、法人 X に対し、地位 β に関心がある旨の情報を提供した (⑤：A の求職活動規制違反)。
- 3 月末 A は、特許庁を退職した。
- 4 月以降 A は、地位 β の公募に申し込み、その後、A は地位 β に再就職した。
- 5 月下旬 C は、法人 X に対し、A が地位 α に就くための手続において、A の特許庁における職務内容や上司としての A の評価を記載した資料を、A を介して交付した (⑥：C のあっせん規制違反)。
- 8 月中旬 A は地位 β を退職し、地位 α に再就職した。